平成２７年（フ）第８１号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町106番地４
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
盛岡市南仙北１丁目17番11号
債務者　盛田　紀江
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３２２号
愛知県西尾市桜町中新田14番地１　ロイヤルマンション昭栄101号室
債務者　倉橋　淳子（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６７０号
大阪市福島区大開４丁目１番12―1015号
債務者　古谷　　茂
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１５号
大阪府枚方市須山町７番23号、前住所大阪府枚方市田口１丁目53番５号
債務者　高橋　龍次（旧姓盛）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７６５号
大阪市天王寺区味原町16番４―902号
債務者　兒玉　光弘
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１１号
大阪府摂津市昭和園５番35―202号　リバーサイド光栄
債務者　石嶌　陽平
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５３号
大阪府高槻市栄町３丁目４番22―305号
債務者　清水　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９９２号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目１番35号
債務者　松本　憲一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９３号
大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番５号
債務者　西　　幸世（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２８号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番12号　コーポみなみの　７Ａ号
債務者　三枝　克年
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７１号
大阪府八尾市長池町５丁目11番地の４
債務者　二宮スミ子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７７号
大阪府守口市佐太中町５丁目12番２号、前住所大阪府守口市佐太中町６丁目14番14号
債務者　森崎　朝江
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４０５号
大阪府枚方市枚方元町４番60―405号
債務者　五十嵐　綾
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４７９号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番Ｂ25―206号
債務者　岡田　良朗
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１８号
大阪市西淀川区姫里１丁目21番７―401号
債務者　遠藤　茂一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５号
香川県高松市香西北町24番地１　北町ハイツ105
債務者　森本　幸**德**
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０９号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁63番地１カガワエンジェル101
債務者　大塚　星矢
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部